

第Ⅱ部

新ジョブ・カードの作 成と活用の概要

1.新ジョブ・カードの活用方法

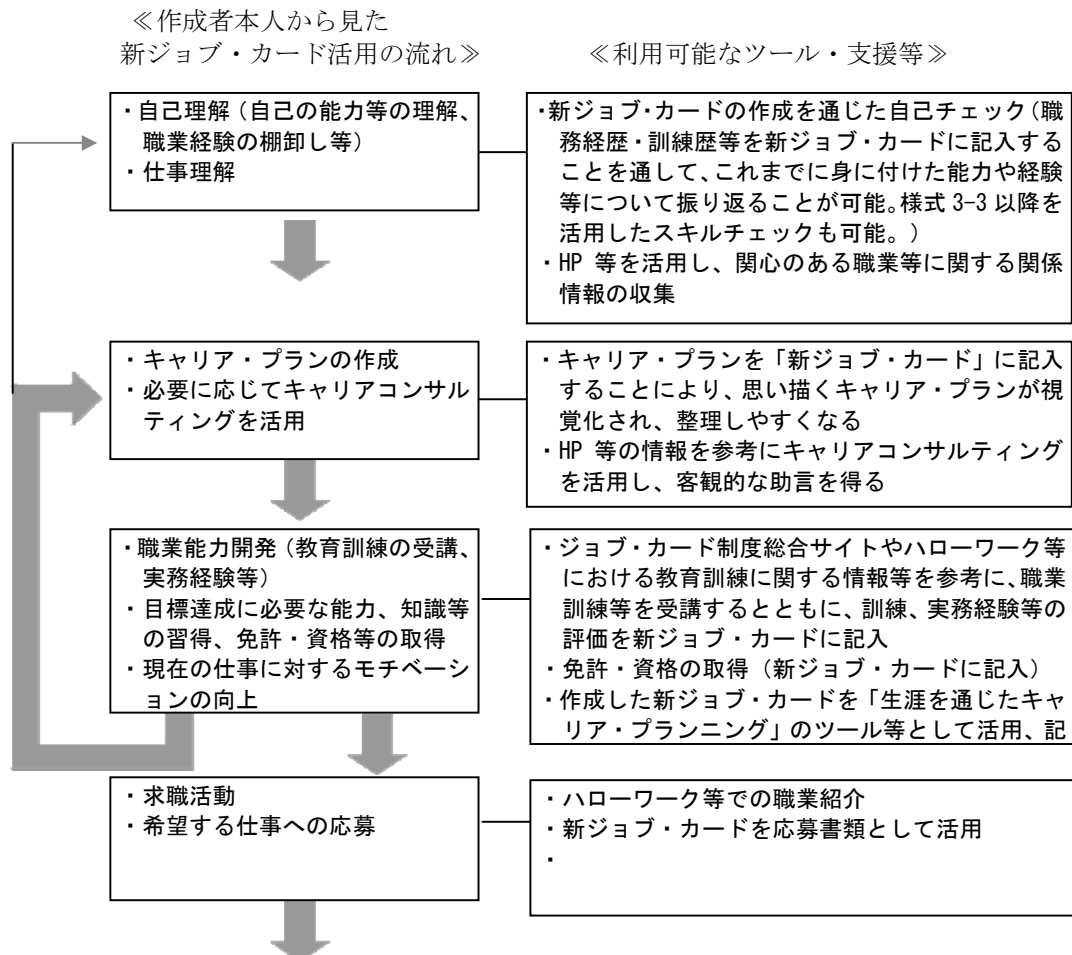
(1)概要

新ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツールとして、労働者等の個人自らが、自己理解、仕事理解、職業経験の棚卸し、キャリア・プランの作成等を行い記入します。その際、記入に困る場合など必要に応じて、キャリアコンサルティング等の支援を受けることになります。

また、自らのキャリア・プランを踏まえて、教育訓練の機会の提供等の支援を受けるなどにより職業能力開発を行った場合、訓練の成果等の評価を新ジョブ・カードに記入します。

さらに、訓練の成果等の評価や職業経験等を記入した新ジョブ・カードを求職時の応募書類の追加書類として用いるなど、中長期のキャリア形成に沿って活用します。

■新ジョブ・カード活用の主な流れ



(2)生涯を通じたキャリア・プランニングのツールとしての活用

新ジョブ・カードに記録した個人の履歴や、職業経験、職業生活設計、訓練の受講記録などを、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツールとして活用することができます。

ジョブ・カード作成アドバイザーは、キャリアコンサルティングを通じて、これらの内容をより充実させるための作成支援を行うことが期待されます。

なお、ジョブ・カード制度では、応募書類等として活用する際には、キャリア・プラン情報など個人の機微な情報も外部に提出することが前提となっていたため、個人的なことを記載しにくく、また企業等に提出する応募書類としての活用がしにくいことなどから、ジョブ・カードのほとんどが訓練受講などでの活用となっていました。新ジョブ・カード制度では、蓄積するキャリア・プラン関係情報を原則、個人の内部情報として取扱うことなどによって、より活用しやすいものとなりました。

(3)職業能力証明のツールとしての活用

新ジョブ・カードでは、免許・資格、教育（学習）・訓練歴、職務経験、教育訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積することにより、職業能力の見える化を図ることができます。また、自身の新ジョブ・カードから、これらの情報を場面・用途等に応じて抽出・編集することによって、職業能力証明のツールとして、就職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用することができます。

なお、従前のジョブ・カード制度の評価シートにおける職業能力評価の対象は雇用型訓練等の職業能力形成プログラムとしていましたが、新ジョブ・カード制度においては、職業能力形成プログラム以外の教育訓練の評価や在職者においては職場での仕事振りの評価も対象としており、「職業能力証明」のツールとして、これまでより広範な職業能力証明の場面で活用することができます。

2.各対象者における新ジョブ・カードの活用

新ジョブ・カードは、さまざまな対象者の状況に応じて各様式を活用することができます。

(1)在職者

①ポートフォリオ型のキャリア・プランニングのためのツールとしての活用

…様式1 キャリア・プランシート、様式2 職務経歴シート、様式3 職業能力証明シート

「様式2 職務経歴シート」、「様式3 職業能力証明シート」を活用して整理された個人の履歴や、キャリアコンサルティング等の支援を通じた職業経験の棚卸し、キャリア・プラン（職業生活設計）等の情報を「様式1-1 キャリア・プランシート」に整理・蓄積することにより、自身のキャリア形成を振り返るツールとして活用することができます。また、その後

あらためてキャリアコンサルティング等を受ける際には、蓄積した情報を活用し、過去と比較した現在の振り返りを行うことができます。

②在職者の実務経験を通じて発揮される職業能力の評価における活用

…様式2職務経歴シート、様式3-3-1-1及び様式3-3-1-2職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート

在職者が実務経験を通じて身につけた職業能力は、「様式2 職務経歴シート」における記入及び企業担当者記入欄による証明を活用し、見える化を図ることができます。

また、雇用型訓練等の受講生が従前のジョブ・カード制度に引き続き、「様式3-3-1-1 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用）」を活用して職業能力の評価を受けるのみならず、在職者の職業能力については、「様式3-3-1-2 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（在職労働者の実務経験の評価用）」を活用し、職務遂行のための基本的能力や、技能・技術に関する能力等について評価し、見える化を図ることができます。

③「業界検定」等に係る活用…様式3-1職業能力証明（免許・資格）シート

職業能力の「ものさし」としての「業界検定」をはじめとする検定・資格等の成果を、個人のキャリア・プランとの関わりで「様式3-1 職業能力証明（免許・資格）シート」に記入するとともに、「業界検定」に関わる具体的な評価手法の1つとして活用することができます。

④専門実践教育訓練における活用…様式1キャリア・プランシート

中長期的なキャリア形成支援を目的に拡充された教育訓練給付の対象となる専門実践教育訓練では、当該訓練の受講が今後の職務に活かせるものとなるよう、原則として、当該訓練の受講前に、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けることとなっています。「様式1 キャリア・プランシート」を活用し、本人のキャリア・プランについて整理するとともに、当該訓練の必要性について記入します。

※このキャリアコンサルティングを実施する者は、キャリアコンサルタントである必要があります。

⑤離職予定者を対象とした活用…様式1キャリア・プランシート、様式2職務経歴シート、様式3-1職業能力証明（免許・資格）シート

中高年で離職することとなった在職者などの離職の際、在職中の企業で身につけた職業能力について整理することにより、円滑なキャリアチェンジを支援するため、「様式2 職務経歴シート」「様式3-1 職業能力証明（免許・資格）シート」等を作成し、求職活動支援書及びこれに準ずるものとして活用することができます。

また、派遣労働者、フリーター等の非正規雇用労働者の正社員化等の促進を図る際にも、「様式2 職務経歴シート」「様式3-1 職業能力証明シート」等を活用することができます。

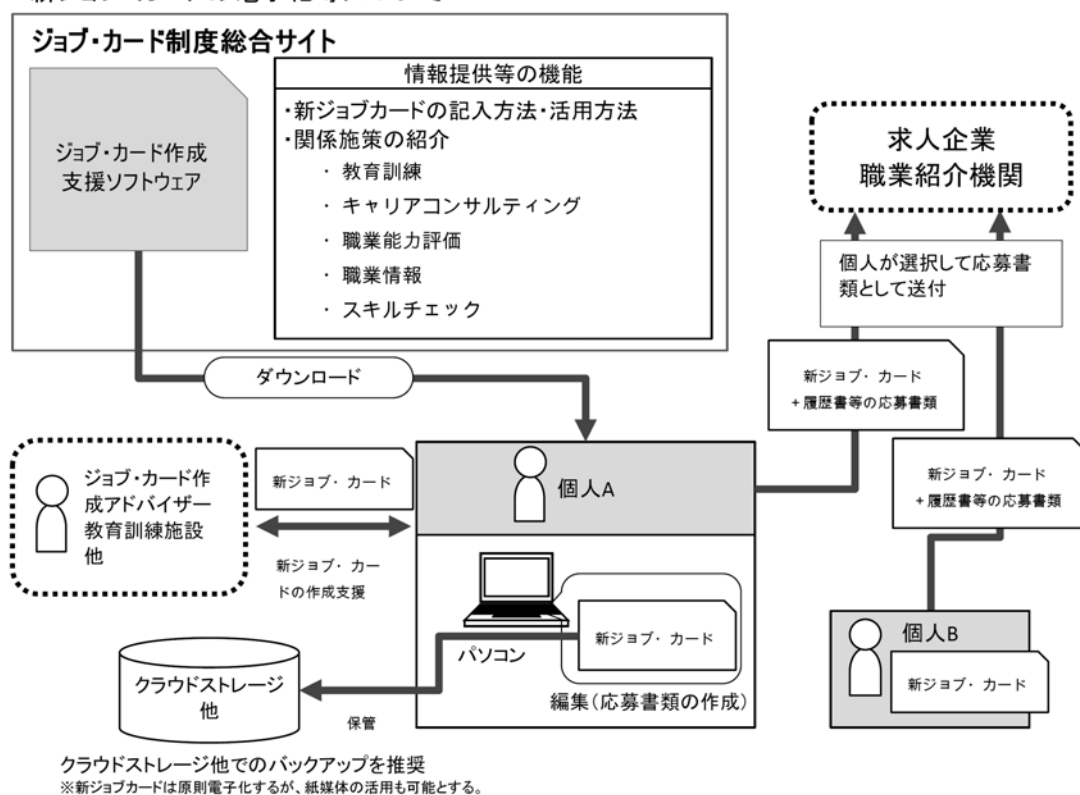
(2)求職者

①活用の基本的な考え方

求職活動等においては、ジョブ・カードの情報から、個人自らが選択して必要な情報を抽出・編集し、履歴書及び職務経歴書に必要な職業能力証明の関係情報（免許・資格、教育・訓練歴、職務経験、訓練成果及び職場での仕事振りの評価）を追加・添付し、求人企業等に応募書類として提出するなどにより活用することができます。

さらに、フリーター歴の長い者、高年齢者、出産、育児等で離職した女性等が、職業能力証明の関係情報を履歴書等に添付し、応募するためのツールとしても活用することができます。

新ジョブ・カードの電子化等について



②公共職業安定所における求職者を対象とした活用

新ジョブ・カードは、公共職業安定所において、例えばわかものハローワークを利用する非正規雇用労働者、福祉施策や就労支援事業の対象となる生活困窮者、新卒応援ハローワークを活用する学生及びその他の求職者のうち適性・能力の明確化や求職活動に対する不安の解消をする必要性が特に高い求職者など対し、担当者制・予約制による支援を行い、まとまった時間をかけて職業相談・紹介を行う際に、生涯のキャリア・プランニングのツールとして活用することができます。

(3)訓練受講者（受講希望者を含む）

新ジョブ・カードは、訓練場面において、作成が必須とされていることがあります。

訓練受講前のキャリアコンサルティングの実施は、訓練受講者のキャリア・プラン（職業生活設計）の整理、ひいては、訓練受講の必要性をより明確にする効果が、訓練受講中のキャリアコンサルティングは、訓練受講者の職業意識や訓練効果を向上させる効果が、訓練終了後のキャリアコンサルティングは、円滑な就職を促進する等の効果が期待できます。

各訓練における新ジョブ・カードの位置づけは、以下のとおりです。

訓練名	訓練の概要	訓練の対象者	新ジョブ・カード作成（必須／任意）
雇用型訓練 （有期実習型訓練）	訓練実施企業が訓練受講者と雇用契約を結び、企業実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせる実施する訓練	①新たに雇い入れた有期契約労働者等 ②既に雇用している有期契約労働者等	①訓練実施企業への求人応募前までに作成必須（ただし、学校等の卒業・修了予定者は任意） ②訓練実施企業への求人応募前までに作成必須
雇用型訓練 （実践型人材養成システム）	訓練実施企業が訓練受講者と雇用契約を結び、中核人材を育成するために企業実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせる実施する訓練	15歳以上45歳未満の方で ①新たに雇い入れた正規雇用労働者 ②訓練開始日までに正社員に転換する既に雇用している有期契約労働者等 ③既に雇用している正規雇用労働者（建設業又は製造業の事業主が実施する場合に限る）	①・②訓練実施企業への求人応募前までに作成必須（ただし、学校等の卒業・修了予定者は任意） ③訓練実施企業への求人応募前までに作成必須
公共職業訓練 （日本版デュアルシステム）	公共職業能力開発施設や民間教育訓練期間等で実施する座学と企業実習を組み合わせる実施する訓練	実践的な職業能力の習得が必要な求職者 ※一部の訓練は40歳未満の方が対象	訓練開始前までに作成必須
公共職業訓練 （日本版デュアルシステムを除く）	ハローワークの求職者等を対象に、再就職の実現にあたって実施する訓練	ハローワークの求職者等 高等学校卒業者等	訓練期間中に作成必須
求職者支援訓練	雇用保険を受給できない求職者に対して実施する訓練	雇用保険を受給できない求職者であって、職業訓練その他就職支援を行う必要があるとハローワーク所長が認める者	訓練期間中に作成必須
専門実践教育訓練	業務独占資格・名称独占資格の取得を目標とする講座、専門学校の職業実践専門課程、専門職大学院など厚生労働大臣が指定する講座	一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）	訓練開始前までに作成必須

※各訓練の内容や対象者の詳細については、都道府県労働局または最寄りのハローワークにお尋ねください。

(4)学生等

職業生活に入る前の学生は、「様式1-2 キャリア・プランシート（就業経験のない方、学卒者等用）」、「様式3-1 職業能力証明（免許・資格）シート」等を活用し、学校やインターンシップ等の経験やそこで得たこと、キャリア教育等の状況、将来の目標等を記入し、キャリア・プランニングのツールおよび就職活動における応募書類等に活用することができます。

キャリア・プランがはっきりしている学生は、将来の目標等を先に記入し、その目標を目指す自身の状況を整理するために活用することもできます。

3.各種助成金との関連

新ジョブ・カード制度に関連する各種助成金制度には、下記のようなものがあります。キャリアアップ助成金等の教育訓練関係の助成金申請の提出書類では、当該訓練の受講が確かに必要かどうかについて、ジョブ・カード作成アドバイザーによる確認及び新ジョブ・カードへのコメントの記入が必須です。

下記図表および、トピックス3「新ジョブ・カード制度関係の助成金リンク」を参照してください。

雇用型訓練等に係る助成金について

奨励金の名称	キャリアアップ助成金 (人材育成コース)			キャリア形成促進助成金		
	一般職業訓練	有期実習型訓練	中長期キャリア形成訓練	認定実習併用職業訓練	中長期キャリア形成訓練	ものづくり人材育成訓練
訓練期間	1年以内	3ヶ月～6ヶ月	1年～3年	6ヶ月～2年	1年～3年	6ヶ月～2年
助成額	OFF-JT 賃金助成800円 (500円)/時間	OFF-JT 賃金助成800円 (500円)/時間	OFF-JT 賃金助成800円 (500円)/時間	OFF-JT 賃金助成800円 (400円)/時間	OFF-JT 賃金助成800円 (400円)/時間	OFF-JT 賃金助成800円 (400円)/時間
	OJT —	OJT 800円(700円)/時間	OJT —	OJT 実施助成 600円/時間	OJT —	OJT 実施助成 700円(400円)/時間
	経費助成 最高30万(20万)	経費助成 最高30万(20万)	経費助成 最高50万(30万)	経費助成 最高20万 経費1/2(1/3)	経費助成 最高50万(30万) 経費1/2(1/3)	経費助成 最高50万(30万) 経費2/3(1/2)
助成限度額	助成限度年度500万円			助成限度年度1000万円	助成限度年度500万円	助成限度年度1000万円
ジョブカードの要否	不要	要	要	要	要	要

()内は大企業の額

トピックス3 新ジョブ・カード制度関係の助成金リンク

新ジョブ・カード制度に関連する各種助成金については、下記のWEBサイトを参照してください。

○キャリアアップ助成金（人材育成コース）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

○キャリア形成促進助成金（認定実習併用職業訓練コース）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

○ジョブ・カードセンター

<https://www.jc-center.jp/qa.html#q20>

※なお、情報は変更・更新されている場合があります。

トピックス4 教育訓練給付金制度との関係

教育訓練給付金制度とは、労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

平成 26 年 10 月から、教育訓練給付金は、従来の枠組みを引き継いだ「一般教育訓練給付」と、拡充された「専門実践教育訓練給付」の 2 本立てになりました。

○一般教育訓練給付

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 20%に相当する額となります。ただし、その額が 10 万円を超える場合は 10 万円とし、4 千円を超えない場合は支給されません。

○専門実践教育訓練給付

1. 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 40%に相当する額となります。ただし、その額が 1 年間で 32 万円を超える場合の支給額は 32 万円（訓練期間は最大で 3 年間となるため、最大で 96 万円が上限）とし、4 千円を超えない場合は支給されません。

2. 専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了日の翌日から 1 年以内に一般被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の 20%に相当する額を追加して支給します。

この場合、すでに給付された「1」の訓練経費の 40%と追加給付 20%を合わせた 60%に相当する額が支給されることとなりますが、その額が 144 万円を超える場合の支給額は 144 万円（訓練期間が 3 年の場合、2 年の場合は 96 万円、1 年の場合は 48 万円が上限）とし、4 千円を超えない場合は支給されません。

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方のうち、受講開始時に 45 歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」が支給されます。教育訓練支援給付金は、平成 30 年度までの暫定措置です。支給申請の詳細については、お住まいの地域を管轄するハローワークにご確認ください。

○教育訓練給付制度とのリンク（ハローワークインターネットサービス又はジョブ・カード制度総合サイト）教育訓練給付制度（一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付）について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/index.html